

尾張旭市シティプロモーションロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定め、ロゴマークの有効的な活用を図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

(著作権等)

第3条 ロゴマークについての著作権、使用許諾権等一切の権利は、尾張旭市が所有する。また、商標登録出願などは一切認めないものとする。

(使用の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 市が主体となって実施する事業、業務等で使用する時。
- (2) 市内に存する学校、保育所等が教育又は保育の目的で使用する時。
- (3) ロゴマークを使用しようとする者が市民、市に拠点のある企業、団体等又は市の魅力発信につながる活動をしようとする者で、市のシティプロモーションの推進に係る活動をする時。
- (4) 国又は地方公共団体が広報の目的で使用する時。
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (6) その他市長が適当と認めた時。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある時。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとする時。
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとする時。
- (4) 市のイメージを損ねると認められる時。
- (5) その他市長が不適当と認めた時。

(販売目的の使用許可申請)

第5条 前条の規定にかかわらず、ロゴマークを使用して販売を目的とする商品を制作しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、ロゴマーク販売目的使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第6条 市長は、前条に規定する申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、ロゴマーク販売目的使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（許可期間）

第7条 ロゴマークの使用許可期間は、許可日より3年間とする。

（使用不許可）

第8条 市長は、第5条に規定する申請を許可することが不適当と認めるときは、ロゴマーク販売目的使用不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に規定する範囲内においてのみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 商標登録出願を行うことは、認めないこととする。

（違反等に対する取扱い）

第11条 使用者がこの要綱に違反したときは、市長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 市長は、請求等により使用者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（損失補償等の責任）

第12条 使用者が故意又は過失により市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

2 使用者がロゴマークを使用することにより第三者に損害又は損失を与えた場合において、市長は、法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

すくすく のびのび
尾張旭市

第1号様式（第5条関係）

ロゴマーク販売目的使用許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

下記のとおり、尾張旭市シティプロモーションロゴマークを使用した物品を製作し、販売をしたいので、申請します。なお、尾張旭市シティプロモーションロゴマークの使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

- 1 使用内容（物品名）
- 2 使用方法
- 3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 使用数量
- 5 販売（経費）総額

担当者連絡先

（所属・氏名・電話）

添付書類 (1)企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）、(2)申請書の概要・現状を示すもの、(3)ロゴデザインを使用する事業の予算書、(4)その他参考となるもの

第2号様式（第6条関係）

ロゴマーク販売目的使用許可書

発第 号

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで申請のありました尾張旭市シティプロモーションロゴマーク販売目的の使用については、下記の条件を付して許可します。

記

1 許可内容は、次のとおりとする。

(1) 使用内容（物品名）

(2) 使用方法

(3) 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 使用数量

(5) 販売（経費）総額

2 使用に際しては、尾張旭市シティプロモーションロゴマークの使用に関する要綱及び許可内容を遵守すること。

3 商標登録等は一切認めない。

第3号様式（第8条関係）

ロゴマーク販売目的使用不許可通知書

発第 号

年 月 日

氏名（名称及び代表者名） 様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで申請のありました尾張旭市シティプロモーションロゴマーク販売目的の使用については、審査の結果不許可となりましたので通知します。

記

不許可の理由等